

農家の減少や資材費等の高騰によりハウス整備が困難になっている状況から、施設栽培産地の縮小が懸念されます。そこで、施設園芸産地の発展を目指して、担い手が実施するハウス整備を支援します。

事業に
取り組める人

地域計画に位置付けられた担い手、または、事業実施年度中に位置付けられることが確実であると見込まれる者

※不明な場合は、市町村へ問い合わせてください。

要件

- ・事業実施後、8年間継続して施設を利用すること。
- ・施設園芸共済の加入に努めること。

補助率

- ・1/3以内
- ・補助上限額 2,500千円/10a
- ・下限事業費 300千円（税抜き）

（附帯設備の事業費は移設等ハウス本体に係る事業費を下回ること）

事業の
内容

〔中古ハウスの移設〕

他人からハウスを譲渡（借受）して、移設すること。個人所有のハウスの移設は、原則、集約する場合に限る。

ハウスの取得費※1、解体撤去費、運搬費、建込費、必要となる部材等、附帯設備※2

〔ハウスの長寿命化（補修・補強、仕様変更等）〕

ハウスの取得費※1、補強等に必要となる部材、施工費、附帯設備※2

※1）ハウスの取得費は、残存耐用年数が残っており、新品当時の取得費用が書類で確認できる場合のみ対象。

※2）附帯設備

ハウスの移設や長寿命化をしたうえで、最低限必要な温度制御機能を果たす設備等（被覆資材、サイド巻上げ設備、換気設備、カーテン設備、換気扇、加温設備、防虫ネット等）

<補助対象外>

温度制御機能の附帯設備としてみなせない設備（炭酸ガス発生装置、循環扇、育苗ベンチ、栽培槽、かん水設備、電照設備、寒冷紗等）

採択

- ・予算額内の採択となります。
- ・採択の優先は、①中古ハウスの移設 ②補修・補強 ③仕様変更 の順とし、それぞれの中で10aあたり事業費が低いものから優先とします。

事業の
手続き

- ・事業の申請の手続きは、農家の皆様（事業実施主体）自らが行います。
- ・事業実施中の監督、事業実施の確認も農家の皆様が行ってください。
- ・補助金の支払いは年度内に3回設定します。
- ・書類等は、期限内に市町村へ提出ください。

注意
事項

- ・事業費の低減及び適切な事業実施のため、3者以上の見積もりを徴取してください。
- ・市町村からの交付決定通知を受けてから事業を始めます。
- ・事務スケジュールの関係上、R8.2月上旬までに業者への支払いまで完了させて下さい。
- ・その他、詳細や不明な点は事前に問い合わせください。

問い合わせ先 広域本部（地域振興局） 農業普及・振興課
市町村